

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 住宅支援資金

資金交付から償還（返済）免除までの手続きについて

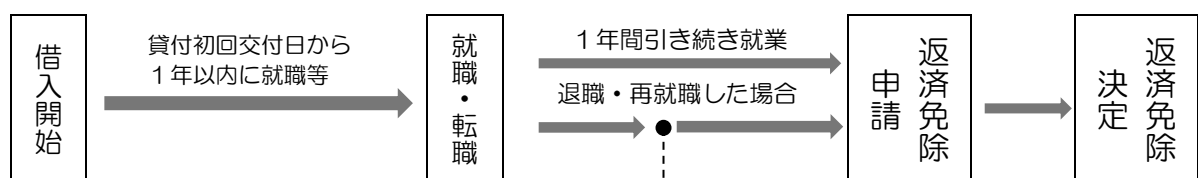
返済免除の要件について

住宅支援資金は下記要件を満たした場合、債務の返済が免除されます。

- ①就業していない方が貸付を受けた日から1年以内に就職、またはプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をしていること。
- ②プログラムの目標達成後、1年間引き続き就業を継続すること。

免除決定までの期間、以下のとおり、必要書類を提出ください。提出がないと返済免除が認められない場合があります。

借り入れから返済免除までの流れおよび提出資料



借入開始から償還免除（又は償還完了）までの間、住所等の変更があった場合、変更申請書（様式①）を提出ください。

住所・連絡先を変更した場合	□住所変更の場合、新住所の住民票を添付
貸付期間中に、転居や賃貸借契約の更新等により、家賃額に変更があったとき。	□賃貸借契約書等を添付 □家賃額が変更になったことがわかる書類

※状況によっては転居先の区市でプログラムの再策定が必要となります。

就職または転職し、1年間就業継続したとき（返済免除申請）

- ①返済免除申請書（様式⑤）
 - ②就職・転職等確認書（様式②）《区市役所・福祉事務所が発行したもの》
 - ③雇用証明書（様式③）《職場が発行したもの》
- ※就業継続の詳細については裏面《就労継続について》をご参照ください。

※継続して1年就労しても、返済免除申請書のご提出がなければ返済免除にはなりません。

就職または転職し、1年間を満たないで退職したとき（退職後速やかに提出）

- ①（退職した職場での）就職・転職等確認書（様式②）《区市役所・福祉事務所が発行したもの》
- ②「雇用証明書」（様式③）《退職した職場が発行したもの》

※就職・転職等確認書と雇用証明書は初回交付日後の就職・転職毎に必要です。

※再就職先（1年継続就業時点）の就職・転職等確認書は上記、返済免除時に提出ください。

ホームページより各種書類様式がダウンロードできます

○届け出に必要な書類様式①から⑤は、東京都社会福祉協議会のウェブサイトよりダウンロードできます。

- ① <https://www.tcs.w.tvac.or.jp>（東京都社会福祉協議会）のウェブサイトにごアクセスしてください。
- ② トップページ上段の「事業一覧（部署別）」をクリックしてください。
- ③ 「福祉資金部サポート資金担当」の「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」のページをご覧の上、「2.住宅支援資金」の「各種様式のダウンロードはこちら」より必要な書類様式をダウンロードしてください。

償還(返済)免除要件の詳細について

《就業継続について》

通算で1年間勤務した場合をいいます。かならずしも同一の事業所で離職なく継続する必要はありません。

①一旦離職し、再就職のために求職活動を行っている場合、求職期間中も、継続して就業しているものとして、業務に従事した期間に算入します（最長6カ月間）。

なお、求職活動とは、以下のいずれかを書面で確認できる場合です。

ア 月1回以上、求人への応募を行った場合

イ 次のような就職活動を、原則として月2回以上行っている場合

- ・公共職業安定所、許可・届出のある民間需給調整機関（民間職業紹介機関、労働派遣機関等）が行う職業相談、職業紹介等
- ・公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等。このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。

ウ (1)公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、

(2)就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、

(3)公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合および公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合。その場合、就労支援機関等による証明書で確認します。

②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（客観的に判断できる場合のみ）により離職し、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなします。ただし、当該期間は業務に従事した期間には算入しません。

③疾病等により休職している期間についても、雇用が継続している場合には、業務に従事した期間に算入します。

返済について

①返済となるケース：下記事由が発生した場合、返済となります。

- ・本貸付事業の貸付対象ではなかったにもかかわらず貸付を受けたことが判明した場合。
- ・本貸付事業の目的を達成する見込みがなくなった場合（就業継続の確認ができない場合等）。

②返済になる場合の提出書類：状況によって異なりますので、詳しくは下記連絡先までお問い合わせ下さい。

③返済開始時期：次の返済の事由が生じた日の属する月の翌月から返済開始となります。

ア 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。

イ 貸付終了後1年が経過したとき。※1年継続して就業した場合、申請により返済免除

④返済期間・返済金額：借入れお申し込み時に設定した返済期間（5年以内）による月賦均等払いになります。

・返済になると、毎月東社協から払込取扱票（ゆうちょ銀行）が郵送されます。

・返済期間中、借受人宛に「返済残額のお知らせ」等の書類を送付します。

⑤留意事項

・返済期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して、延滞利子が発生します（年利3%）。

・東京都社会福祉協議会へのご連絡がなく、一定期間を超えて滞納の場合には「督促状」発行のほか、必要に応じて訪問や面接を実施します。悪質と判断される場合には法的措置をとることもあります。

⑥返済猶予

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情がある場合、返済猶予申請書（様式④）及び事実を証明する書類を提出ください。

上記以外の状況が生じた場合 東京都社会福祉協議会にお問い合わせください。

連絡先（問い合わせ・書類の提出および請求先）

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金担当

〒162-0824 新宿区揚場町 1-18 電話 03-3268-7189（受付時間・平日9時～17時45分）